

◎新潟県告示第589号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

燕市

2 事業の種類

（仮称）全天候型子ども遊戯施設建設事業及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

燕市大曲字砂押地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）全天候型子ども遊戯施設建設事業及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）全天候型子ども遊戯施設建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

また、本体事業の施行に伴う附帯事業として行う調整池の設置については、本体事業のために欠くことのできないものであり、法第3条第35号に該当する。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、燕市一般会計予算により本件事業に係る財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

燕市では、平成27年に策定した「第2次燕市総合計画」（以下「総合計画」という。）において、安心して子育てするための環境を整備するとともに、健康で豊かな心に満ちあふれた子どもの成長を支援することとしている。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、令和2年に「第2次燕市子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）を策定し、子育て支援のための拠点づくりや交流・相談の場など総合的な子育て支援体制の整備を行うとともに、子どもの心身の健全な成長を目的として、子どもたちが安全・安心に遊び学べる場を提供することとしている。

しかしながら、燕市の市民意識調査において、子育て支援に対する満足度は低い状況にあり、その理由の一つとして、市民からのニーズの高い屋内型の児童遊戯施設が設置されていないことが挙げられている。

また、当該地域は冬期において天候の悪い日が多く、夏期においても全国的に猛暑日が増加傾向にあることから、子どもたちが天候に関わらず身体活動を行うことができる場が必要となっている。

さらに、燕市における年間の出生数は、平成28年から減少傾向にあり、平成30年には500人を割り込むなど、出生数の減少に歯止めがかかっていないことから、子育てのしやすい施策を実施していくことが求められている。

本件事業は、こうした状況に対応するため、総合計画及び支援事業計画に基づき、子育て支援のための拠点として、屋内型の児童遊戯施設を設置するものである。

本件施設の設置により、子どもたちが天候に関わらず健全な遊びを通じて健康を増進するとともに、交流活動を通じて豊かな情操を養うことができるなど、子どもたちの心身の健全な成長に資すると考えられる。

また、本件施設の設置により、子育てのしやすい環境が整備され、出生数の増加に寄与することが期待できる。

さらに、本件施設は、公園施設や児童学習館、体育施設等が近接する地域に設置することとしており、それらの施設との一体的な利用による機能面での相乗効果や当該地域における賑わい創出に寄与することも期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価は実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺的生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、本件事業に必要な面積が確保できることを条件に、燕市内の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、総合計画及び支援事業計画に基づき、子育て支援のための環境整備を図る事業であり、現在、起業地の存する燕市には屋内型の児童遊戯施設がなく、施設の整備について市民からのニーズも高いことから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

燕市役所 教育委員会 子育て支援課